

件名	地域猫の治療について
受付日	平成31年2月18日
ご意見・ご提案の概要	地域猫は、特定の自治会や団体が管理している猫であり、県民の税金を使って治療するのは不適切ではないか。
県の考え方	<p>地域猫は特定の飼い主がない猫とされており、道路、公園、広場その他の公共の場所において病気やけがをした猫について県民等から通報があった場合は、動物愛護の観点から、保健所に収容のうえ治療等を行うこととしているものですので、御理解いただきますようお願いします。</p> <p>また、けがや病気の地域猫が、民家の敷地に迷いこむこともあるため、保健所に相談いただきたいと考えます。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課